

報告第 6 号 ・ 報告第 7 号

健全化判断比率等について

参 考 資 料

健全化判断比率の状況	1
連結実質赤字比率等の状況	2
公営企業会計に係る資金不足額等	3 ~ 5
実質公債費比率の状況	6
将来負担比率の状況	7

総括表① 健全化判断比率の状況（平成30年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
044016	宮城県	松島町	-	-	7.8	28.7

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成30年度決算)

会 計 名		実質収支額
一般会計等	一般会計	549,136
	松島町松島区外区有財産特別会計	247
小 計		549,383
標準財政規模		3,879,421
実質赤字比率 (%)		-14.16

会 計 名		実質収支額
公営企業に 係る特別会計 以外の会計	松島町国民健康保険特別会計	42,226
	松島町介護保険特別会計	53,219
	松島町後期高齢者医療特別会計	1,427
	松島町介護サービス事業特別会計	0

(単位: 千円)

会 計 名		資金不足・剰余額
法適用企業	松島町水道事業会計	1,548,886
法非適用企業	松島町観瀾亭等特別会計	21,250
	松島町下水道事業特別会計	139,251
合 計		2,355,642
標準財政規模 (再掲)		3,879,421
連結実質赤字比率 (%)		-60.72

資金不足比率等に関する公営企業会計の決算状況（平成30年度決算）

共通事項 法適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業																				(単位:千円)		
	(1)							(2)	(3)				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	資金不足比率(9)/(11)(%)
特別会計名	a-b-c -d-e(-f)	流動負債 a	控除企業 債等b	控除未払 金等c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e	土地前受 金(宅造)f	算入 地方債	g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差 額 j(宅造)	地方債残高 (宅造)	長期借入 金(宅造)	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能 資金不足 額	資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	資金不足額 (資金不足比 率)	営業収益の 額-受託工事 収益の額	うち指定管理 者利用料金	事業の 規模	資金不足比率(9)/(11)(%)
松島町水道事業会計	70,726	78,746	8,020						1,619,592	1,619,592						▲ 1,548,866		1,548,866	-	525,518		525,518	-
共通事項 法非適用企業	公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業																						
特別会計名	(1)	(2)	(3)						(3)'	(3)''	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(11)	資金不足比率(9)/(11)(%)			
歳出額	算入 地方債	s-t1-t2 -t3-t4 -t5+t6	歳入額 s	継続費通 次繰越額 t1	繰越明許 費繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 繰越額 t4	支払繰延 繰越額 t5	未収入特 定財源t6	うち事業繰越 等にかかるも のt6*	繰上充用金	土地収入 見込額 (宅造)	地方債残高 (宅造)	長期借入 金(宅造)	令3条1項の 額・令4条の 額	解消可能 資金不足 額	資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	資金不足額 (資金不足比 率)	営業収益の 額-受託工事 収益の額	うち指定管理 者利用料金	事業の 規模	資金不足比率(9)/(11)(%)	
松島町観瀾亭等 特別会計	98,434		119,684	119,684											▲ 21,250		21,250	-	83,037		83,037	-	
松島町下水道事業 特別会計	2,770,725		2,909,976	3,524,769		728,848			114,055						▲ 139,251		139,251	-	308,398		308,398	-	

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---------------	----------	--------------------------------------

1. 資金の不足額

- ・資金の不足額(法適用企業) = (①流動負債 + ②建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - ③流動資産) - ④解消可能資金不足額
- ・資金の不足額(法非適用企業) = (①'繰上充用額 + ②'支払繰延額・事業繰越額 + ③'建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - ④'解消可能資金不足額

2. 事業の規模

- ・事業の規模(法適用企業) = ⑤営業収益の額 - ⑥受託工事収益の額
- ・事業の規模(法非適用企業) = ⑤'営業収益に相当する収入の額 - ⑥'受託工事収益に相当する収入の額

I. 水道事業会計(法適用企業)

1) 資金の不足額

- ① 流動負債: 70,726千円【流動負債 78,746千円 - 控除企業債等 8,020千円】
- ② 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高: 0円
- ③ 流動資産: 1,619,592千円
- ④ 解消可能資金不足額: 0円

2) 事業の規模

- ⑤ 営業収益の額: 525,518千円【水道料金 515,164千円 + その他 10,354千円】
- ⑥ 受託工事収益の額: 0円

※ 資金不足比率	=	$\frac{(\text{①} + \text{②} - \text{③}) - \text{④}}{\text{⑤} - \text{⑥}}$	=	-294.73%
-----------------	----------	---	----------	-----------------

Ⅱ. 下水道事業特別会計(法非適用企業)

1) 資金の不足額

- ①' 繰上充用額:0円
- ②' 支払繰延額・事業繰越額:0円
- ③' 建設改良等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高:0円
- ④' 解消可能資金不足額:0円

2) 事業の規模

- ⑤' 営業収益に相当する収入の額:308,398千円【下水道使用料 204,826千円 + 一般会計繰入金(雨水分)103,572千円】
- ⑥' 受託工事収益に相当する収入の額:0円

※ 資金不足比率	=	$\frac{(\text{①}' + \text{②}' + \text{③}') - \text{④}'}{\text{⑤}' - \text{⑥}'}$	=	0.00%
-----------------	---	---	---	--------------

Ⅲ. 観瀾亭等特別会計(法非適用企業)

1) 資金の不足額

- ①' 繰上充用額:0円
- ②' 支払繰延額・事業繰越額:0円
- ③' 建設改良等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高:0円
- ④' 解消可能資金不足額:0円

2) 事業の規模

- ⑤' 営業収益に相当する収入の額:83,037千円【観覧料・通行料・売上収入等】
- ⑥' 受託工事収益に相当する収入の額:0円

※ 資金不足比率	=	$\frac{(\text{①}' + \text{②}' + \text{③}') - \text{④}'}{\text{⑤}' - \text{⑥}'}$	=	0.00%
-----------------	---	---	---	--------------

総括表④ 将来負担比率の状況（平成30年度決算）

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
5,661,294	15,528	3,418,122	33,458	897,319	0	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
3,047,940	346,877	147,355	5,666,809

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	A - B	将来負担比率 (%)
10,025,721		9,061,626	964,095	
=				
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	C - D	28.7
3,879,421		523,920	3,355,501	